

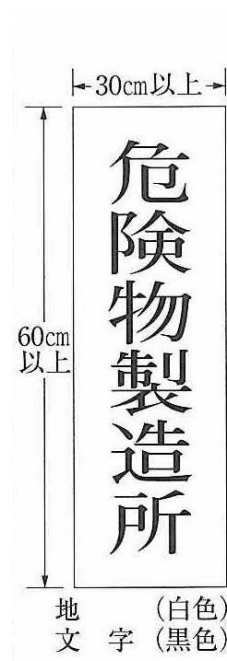
標識・揭示板

○ 危規則第 17 条（標識）

- 1 危政令第 9 条第 1 項第 3 号（危政令第 19 条第 1 項において準用する場合を含む。）、危政令第 11 条第 1 項第 3 号（同条第 2 項及び第 3 項においてその例による場合を含む。）、危政令第 12 条第 1 項第 3 号（同条第 2 項においてその例による場合を含む。）、危政令第 13 条第 1 項第 5 号（同条第 2 項及び第 3 項においてその例による場合を含む。）、危政令第 14 条第 3 号、危政令第 16 条第 1 項第 5 号（同条第 2 項においてその例による場合を含む。）、危政令第 17 条第 1 項第 6 号（同条第 2 項においてその例による場合を含む。）又は危政令第 18 条第 1 項第 2 号（同条第 2 項においてその例による場合を含む。）の規定による標識は次のとおりとする。

- 一 標識は、幅 0.3m 以上、長さ 0.6m 以上の板であること。
- 二 標識の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

標識（例図）



○ 危規則第 18 条（掲示板）

- 1 危政令第 9 条第 1 項第 3 号（危政令第 19 条第 1 項において準用する場合を含む。）、危政令第 11 条第 1 項第 3 号（同条第 2 項及び第 3 項においてその例による場合を含む。）、危政令第 12 条第 1 項第 3 号（同条第 2 項においてその例による場合を含む。）、危政令第 13 条第 1 項第 5 号（同条第 2 項及び第 3 項においてその例による場合を含む。）、危政令第 14 条第 3 号、危政令第 16 条第 1 項第 5 号（同条第 2 項においてその例による場合を含む。）、危政令第 17 条第 1 項第 6 号（同条第 2 項においてその例による場合を含む。）又は危政令第 18 条第 1 項第 2 号（同条第 2 項においてその例による場合を含む。）の規定による掲示板は、次によること。

- 一 掲示板は、幅 0.3m 以上、長さ 0.6m 以上の板であること。
- 二 掲示板には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大数量、指定数量の倍数並びに危政令第 31 条の 2 の製造所等（危険物保安監督者を定めなければならない製造所等）にあつては危険物保安監督者の氏名又は職名を表示すること。
- 三 前号の掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。
- 四 第 2 号の掲示板のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ、次に掲げる注意事項を表示した掲示板を設けること。

イ 省略

ロ 省略

ハ 省略

※ 注意事項は、下表「注意事項一覧表」参照

五 省略

※ 前号の掲示板の色は、下表「注意事項一覧表」参照

注意事項一覧表

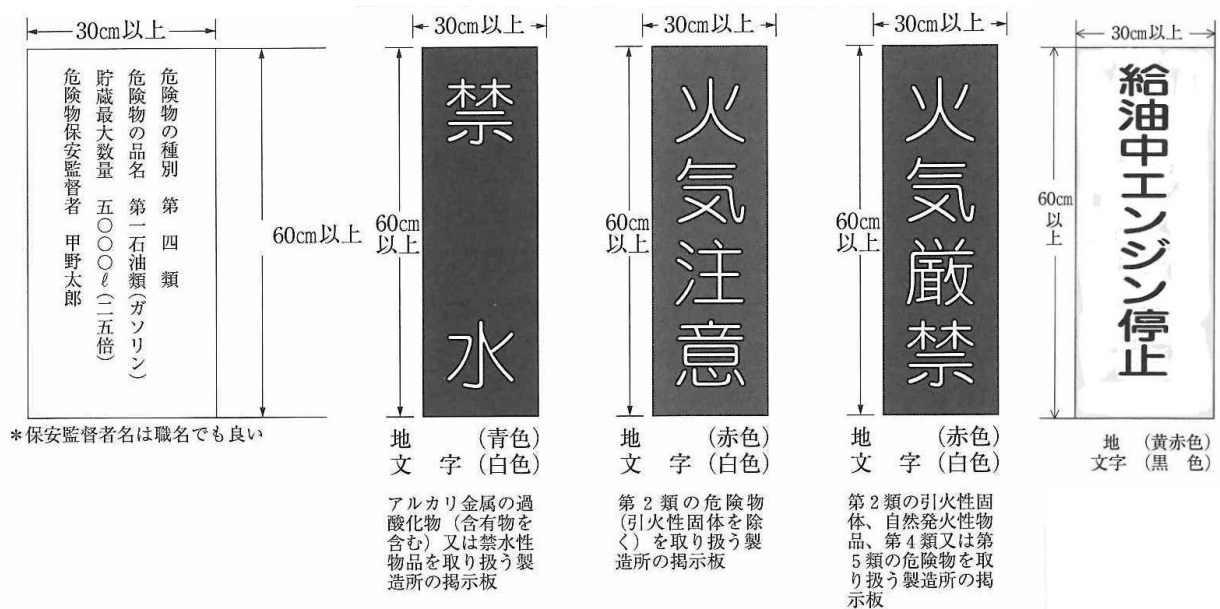
類別	貯蔵又は取扱う危険物	表示内容	掲示板の色
第 1 類	アルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの	禁水	地－青・文字－白
	上記以外のもの	なし	
第 2 類	引火性固体	火気厳禁	地－赤・文字－白
	引火性固体以外のもの	火気注意	地－赤・文字－白
第 3 類	自然発火性物品	火気厳禁	地－赤・文字－白
	禁水性物品	禁水	地－青・文字－白
第 4 類	すべて	火気厳禁	地－赤・文字－白

第5類	すべて	火気厳禁	地－赤・文字－白
第6類	すべて	なし	

※ 禁水性物品とは、第3類の危険物のうち危政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。

※ 自然発火性物品とは、第3類の危険物のうち危政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。

六 第2号及び第4号の掲示板のほか、給油取扱所にあつては、地を黄赤色、文字を黒色として「給油中エンジン停止」と表示した掲示板を設けること。



留意事項

- 標識及び掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、その文字は雨水等により容易に消えることがないものとする。 (指導)